

商 品 概 要 説 明 書

館林信用金庫

1. 商品名	財形住宅預金
2. 商品概要	・勤労者財産形成促進法に基づく貯蓄で、勤労者が住宅の取得(新築・購入・増改築)を目的とした資産形成を行うことができる預金です。 ・財形年金預金と合算で元利金あわせて550万円までお利息が非課税扱いとなります。
3. ご利用いただける方	・当金庫と財形貯蓄契約をしているお取引先企業(事業者)の従業員の方 (契約時の年齢が満55歳未満) (他金融機関を含めお1人様1契約となります。) ※事業主の方が従業員の申込書をまとめて当金庫にお申込ください。
4. 期間	・5年以上の期間にわたって毎年1回以上定期的に預入れしていただきます。
5. お預入 ①お預入方法 ②お預入金額 ③お預入単位	給与・賞与から天引きします。 1,000円以上 1円単位
6. 払戻方法	・お引出は住宅の取得(新築・購入・増改築)を目的としたものに限りです。 ・1回の住宅取得に対し、取得前と取得後の2回にわたり引出が可能です。 (引出可能額や引出日には制限があります。) ・住宅取得以外での引出の場合、課税扱いでの全額解約となります。 (引出日より5年間さかのぼって課税(国税15%、地方税5%)されます。)
7. 利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します。 引出の際に元金とともにお支払します。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算します。
8. 課税方法	・財形年金預金と合算で元利金あわせて550万円まで非課税扱いとなります。 ※但し、非課税限度額を超過した場合又は積立の中断が2年を超えた場合、その後に支払われる利息は課税扱い(国税15%、地方税5%)となります。 - ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日は復興特別所得税が追加課税され20.315%(国税15.315% 地方税5%)
9. 金利情報の入手方法	店頭の金利表示ボード他、ホームページ上でもご覧いただけます。
10. 手数料	—
11. 付加できる 特約事項	—
12. 中途解約時の取扱	・中途解約利率により利息計算します。
13. 苦情処理措置 紛争解決措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日(9～17時)に、営業店又は総務部にお申し出下さい。 ・下記の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日(9～17時)に当金庫総務部又は全国しんきん相談所にお申し出下さい。 東京弁護士会 03-3581-0031 第二東京弁護士会 03-3581-2249 第一東京弁護士会 03-3595-8588 全国しんきん相談所 03-3517-5825 当金庫総務部 0276-72-2565
14. その他重要事項	・この預金は、預金保険制度の対象となります。 ・財形持家融資制度、財形教育融資制度の貸付対象となります。 (別途審査があります) ※対象となる住宅は、床面積が50㎡以上、中古住宅の場合築20年以内、増改築の場合工事費用が75万円以上など制限があります。 ※宅地の購入や居住予定のない住宅にはご利用できません。